

## 第4章. 新庁舎の導入機能

## 13. 議会機能

議会機能については、市の議決機関としての独立性を考慮するとともに、効率的な議会運営や「市民に開かれた議会」に対応できるよう整備することが望ましい。

## (1) 議会フロア

- ・議会施設は1つのフロアに集約し、新庁舎の上層階への配置することが望ましい。
- ・議場や委員会室などの議会関連諸室の動線に配慮するとともに、セキュリティ機能を整備する必要があります。

## (2) 議場

- ・議場は、直列配置型を採用し、格式を保ちつつもシンプルな構造とすることが望ましい。
- ・将来の議席数の変動にも対応できる設備とする必要があります。
- ・本会議のモニター中継やインターネット配信など、情報発信環境の整備について検討する必要があります。
- ・議場内の床形状は緩やかな段床形式とし、バリアフリーにも配慮した設備とする必要があります。
- ・傍聴席は、車椅子に対応できるようにするなど、障がいのある人にも配慮した設備とする必要があります。



## &lt;議場レイアウトパターンの比較&gt;

	直列配置型（従来型）	対面配置型（英国型）
模式図		
配置の考え方	正面に議長席及び理事者席が議長席をはさんで両側に配置される。 傍聴席は議員席の背後に配置される。	議場の中心に向かう4方向にそれぞれ議長席、議員席、理事者席、傍聴席を配置する。 議員席と傍聴者席が前後に重ならないため、傍聴者席から議員席及び理事者席の双方の質問・応答者の様子がうかがえるなど一体感が高まる。
床の形状	議員席は、段床形式が一般的。	列が長くなり、列数が減るため、緩やかな段床形式、または、フラット形式も可能となる。
机・椅子	固定式が一般的。	フラット形式の場合、可動式の採用も可能で、議場の多目的利用が可能となる。
傍聴席	議員席越しに臨むので、議員席が多数設置される場合は、傍聴席の床レベルを嵩上げする必要がある。	小規模な議場の場合は、床の嵩上げは不要となる。また必要な場合も高低差が小さくて済む。傍聴者、議員、理事者の目線レベルが互いに近くなる。

<議場の床形状の比較>

	段床形式（ひな壇）	フラット形式（平土間）
概要	議場内の床に段差を設けるタイプ。 議員側、理事者側双方からお互いが見えやすい。	議場内の床をフラットにするタイプ。 同じ高さとなるため、議員側と理事者側の双方が見えにくい。
バリアフリー対応	車椅子の利用者は平坦部の席、または、段床の高低差を小さくしてスロープを設置するなどの対応が必要。 （コスト増要因）	床がフラットのため対応しやすい。
多目的利用	段床となっているため、議場以外の利用は限られる。	可動式の什器であれば、議場以外の利用が可能であるが、その際は什器を収納するスペースが必要。

<議場と傍聴席の床レベルの比較>

	議場・傍聴席 1 層タイプ	議場・傍聴席 2 層タイプ
概要	議会関係者等が議場に入出入りするフロアと、傍聴者が傍聴席に入出入りするフロアを同一階に設けるタイプ。	議会関係者等が議場に入出入りするフロアの一つ上の階に、傍聴席の出入口を設けるタイプ。
モデル図		
議場の天井高	低い	高い（コスト増要因）

（3）議会関連諸室

- 議会関連諸室は、正・副議長室、議会応接室、議員控室、委員会室、議会図書室、議会事務局など、必要な規模・機能を備えた諸室を設置する必要があります。
- 各諸室は必要に応じ、防音対策、プライバシーの確保等に配慮した設備とする必要があります。
- 委員会室は、一体的な利用に対応できるよう設備するとともに、議会関係以外の会議にも利用できるよう検討する必要があります。
- 議員控室は、将来の必要面積の変動にも対応できるよう可動式の間仕切りとする必要があります。
- 議会事務局は、来訪者への対応や議員、職員の打合せにも利用できる執務スペースを確保する必要があります。